

I 教育行政の基本方針

平成19年1月23日高知県教育委員会決定

1 基本的な考え方

県教育委員会は、「教育改革10年を未来につなげる会」から、平成18年11月、土佐の教育改革の検証と総括に基づく提言「翔べ 土佐の子どもたち～教育新時代・こうち～」を頂きました。その趣旨を踏まえ、中学校問題など当面する課題の解決を図るとともに、21世紀を心豊かに生き抜いていける子どもたちを育てることのできる教育の確立を目指し、次の二つの基本的な考え方のもとで取り組みます。

- (1) 開かれた学校づくりや授業評価システムなど、土佐の教育改革で築いた参加と協働による教育づくりという財産を継承し、発展させていく。
- (2) 教育的な風土づくりを県民的な運動に高めていくため、県民、教育現場、教育行政の信頼関係にもとづく幅広いネットワークを築いていく。

2 取組の目標

- (1) 信頼される学校をつくる。
教育の質を保証し、誰もが「行きたい」、「行かせたい」、信頼される学校をつくる。
- (2) 教育的な風土をつくる。
学校、家庭、地域が、子どもたちのことを第一に考え、支え合い、協力して健やかな子どもたちを育てる教育的な風土をつくり、子どもたちが、高知県で育って良かったと感じられるような社会を築く。

3 取組の視点

- (1) 子どもの視点に立つ。
全ての教育課題の解決に当たっては、「子どもたちが主人公」という認識のもとに取り組む。
- (2) 現場の視点に立つ。
子どもたちに最も身近な学校・家庭・地域や、市町村教育委員会の視点に立って取り組む。
- (3) 連携の視点に立つ。
家庭・地域、市町村教育委員会、教育以外の行政部門と連携し、県の広域性、専門性を発揮して、取組の実効性を高める。
- (4) 課題の根本解決の視点に立つ。
当面する教育課題の根本的解決を図るため、その背景や構造的な問題に目を向け、量から質へ、対処から予防へ、個別から総合へと対策の重点を移す発想の転換を行う。
- (5) 時代の変化に柔軟に対応しつつ、教育のあるべき姿を追求する視点に立つ。
社会の動向、国の制度改革を見据え、変化に対して自律的に柔軟に対応しながら、「土佐の教育改革」の財産を活用し、高知県の教育のあるべき姿を追求していく。